

台風 21 号被災倉庫の業務と保管貨物への対応に関するお願い

寄託者 各位

2018 年 9 月 21 日

近畿冷蔵倉庫協議会

会長 西願 廣行



拝啓

この度の台風 21 号による社会インフラの被害復旧はかなり進んできましたが、寄託者の皆様には、被災処理にご苦労されて居られる事とお察し申し上げます。

私共の会員である冷蔵倉庫業者に於いても、まだまだ平常化が出来ていない事業所が少なからずあります。

この状況を踏まえて、当協議会では会員事業所の被害の実態把握、業務の平常化へのアドバイスと情報交換を行っている処であります。

そこで問題となっておりますのは、倉庫業務のあり方と被災貨物への対応です。

業務については、出庫業務の一部から再開した事業所も有りますが、未だ倉庫にフォークリフトが入ることが出来ず被害実態が把握できない倉庫も有ります。この場合、まず倉庫の通路を確保することから始めなくてはなりません。このように被害の程度や状況により業務の平常化には相当な差が発生しております。まずはこの点についてご理解を賜りたいと存じます。

次に、被災時の業務処理について申し上げますと、倉庫現場の安全確保、倉庫温度維持確認が出来て初めて、出庫の一部再開、入庫の一部再開が可能となります。(寄託約款甲 26 条、乙 23 条出庫の一時拒絶、甲 27 条乙 24 条一部の出庫拒絶) それと並行して順次、被災貨物の状態と数量確認を行います。寄託者の皆様には被災状況を直接確認されたいと存じますが、安全確保と情報管理、公平原則の面からご遠慮願う事と致しております。

また、在庫証明につきましては、出庫と廃棄が発生するまでは被災前の数量で証明いたします。最終の被災貨物数につきましては、倉庫業者の判断で行いますが、写真撮影や寄託者様の確認を求めたりする場合がありますのでご協力ください。その際、被災貨物と判断された寄託物は、事務的に一度出庫し、同一寄託者の別口座として新たに寄託口座を設けて入庫保管するか、同一寄託者の別入庫ロットとして保管する事となります。それに伴って、在庫証明もその時点から区分されて表記されます。ただし、保管料等の倉庫料金については、貨物が倉庫から廃棄等を含んで出庫されるまで寄託者様にご負担いただく事となります。(寄託約款甲 53 条、乙 49 条の滅失貨物と同様の扱い) また、廃棄等に関する費用も同様に寄託者負担となります。(寄託約款甲 22 条乙 19 条保管不適切貨物の処置と同様の扱い)

先般お願い致しました、被災貨物に対する免責(寄託約款甲 42 条乙 39 条免責事項)と合わせて、甚だ心苦しいお願いではありますが、平成 23 年の東日本大震災の際も私共の上部団体である一般社団法人日本冷蔵倉庫協会として同様な対応をさせて頂きました。この点も踏まえて、何卒、ご理解賜りますよう伏してお願い申し上げます。

敬具